

新潟市放課後児童健全育成事業における医療的ケア児の受入に係る要綱

令和 6 年 1 2 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新潟市内の児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）が、放課後児童クラブを利用するにあたって、健康で安全な生活を送ることができるよう必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において医療的ケアとは、主治医の指示に基づき放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）において実施される、疾病等の治療を目的としない児童の日常生活を営むうえで必要な医療行為であって、次の各号に定めるところによる。

- (1) 経管栄養
- (2) 導尿
- (3) たん吸引
- (4) 酸素療法
- (5) 吸入
- (6) インシュリン注射（血糖値測定を含む）
- (7) その他市長が認めたもの

(対象児童)

第 3 条 クラブにおける医療的ケアの実施対象となる医療的ケア児は、保護者から主治医の意見書（別記様式第 1 号）を添えて入会申請のあった医療的ケア児のうち、市長がクラブにおける医療的ケアの実施を決定した者（以下「対象児童」という。）とする。

2 対象児童のクラブでの生活の中で必要な医療的ケアの内容を変更または追加する場合は、前項に準じて、原則、主治医の意見書（別記様式第 1 号）を提出し、市長はクラブにおける医療的ケアの実施を決定する。

3 市長がクラブにおける医療的ケアの実施を決定するまでの期間に、クラブを利用している又は入会申請している医療的ケア児は、対象児童とみなすことができるものとする。

(保護者の同意)

第 4 条 クラブにおける医療的ケアの実施については、あらかじめ対象児童の保護者から同意を得るものとする。

(医療的ケアを実施する職員)

第 5 条 クラブにおいて医療的ケアを実施する者は、クラブに配置された看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「医療的ケア担当職員」という。）とする。

(医療的ケアに関する指示)

第 6 条 運営事業者は、対象児童の主治医にクラブにおける医療的ケアに関する指示書（別記様式第 2 号）の作成を依頼し、提出された指示書に基づき医療的ケアを実施するものとする。

(医療的ケアの実施体制の整備)

第7条 運営事業者は、クラブにおいて医療的ケアを実施することを全クラブ職員に周知し、次の各号に定める事項を整備するよう努める。

- (1) 登所時の対応
 - (2) 医療的ケアを行う場所及び体制
 - (3) 退所時の対応
 - (4) 緊急時の対応
 - (5) 他の児童への理解及び啓発
 - (6) その他必要と認める事項
- (医療的ケアの実施に係る研修等の実施)

第8条 運営事業者は、クラブにおける医療的ケアを円滑に実施するため、対象児童の主治医に事前に研修を依頼するものとする。

- 2 医療的ケア担当職員は、主治医による指示及び指導を受け、保護者立ち会いの下、実地で手技の指導を受けるものとする。
 - 3 運営事業者及び医療的ケア担当職員は、研修等を通してマニュアルを作成する。
 - 4 前3項の規定は、必要に応じて柔軟に取り扱うものとする。
- (医療的ケアの実施内容の変更等)

第9条 運営事業者は、主治医の指示により対象児童のクラブの生活の中で必要な医療的ケアの内容を変更又は追加する必要がある場合は、第6条に定める指示書の作成を依頼するものとする。

(保護者の役割)

第10条 対象児童の保護者は、クラブ等における医療的ケアの実施に関し、クラブと連携し、次の各号に定める役割を担うものとする。

- (1) 主治医による定期的な診察等により対象児童の健康状態の把握に努めること
 - (2) 対象児童の健康状態に変化があった場合、対象児童の必要とする医療的ケアの内容に変更があった場合又は対象児童の医療的ケアに関わる主治医等に変更があった場合は、速やかに運営事業者に報告すること。
 - (3) クラブにおける医療的ケアに必要な医療器具等を用意すること。
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に市長が別に定める内容を主治医から確認することができる場合は、第3条に規定する主治医の意見書及び第6条に規定する指示書の提出があったものとみなす。